

**自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う  
岐阜県道路交通法施行規則の規定の読替えに関する規則**

(制定 平成14年公安委員会規則第14号)  
(原文縦書き)

自動車運転代行業者についての岐阜県道路交通法施行規則（昭和三十五年岐阜県公安委員会規則第十三号）の次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十二条の三第一項	前条第一項の選任の届出書を受理した場合において、安全運転管理者が施行規則第九条の九第一項	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号。以下「運転代行業法」という。）第五条第一項の申請書又は運転代行業法第八条第一項の届出書（安全運転管理者（運転代行業法第三条第七号に規定する安全運転管理者をいう。以下同じ。）に係るものに限る。）を受理した場合において、安全運転管理者が自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令（平成十四年内閣府令第三十五号。以下「府令」という。）の規定により読み替えて適用される施行規則第九条の九第一項
第十二条の三第二項	前条第二項の選任の届出書を受理した場合において、副安全運転管理者が施行規則第九条の九第二項	運転代行業法第五条第一項の申請書又は運転代行業法第八条第一項の届出書（副安全運転管理者（運転代行業法第三条第七号に規定する副安全運転管理者をいう。以下同じ。）に係るものに限る。）を受理した場合において、副安全運転管理者が府令の規定により読み替えて適用される施行規則第九条の九第二項
第十二条の四	法第七十四条の二第六項の規定により安全運転管理者等	運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される法第七十四条の二第六項の規定により安全運転管理者又は副安全運転管理者
第十二条の五第一項	施行規則第九条の九第一項第二号又は同条第二項第二号	府令の規定により読み替えて適用される施行規則第九条の九第一項第二号又は同条第二項第二号

**附 則**（平成14年8月9日公安委員会規則第14号）  
この規則は、公布の日から施行する。